

## ■ 指定給水装置工事事業者の指定

### 1 指定の基準（法第25条の3第1項及び法施行規則第20条関連）

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
  - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。（以下、法第25条の3第1項第3号イ～へを抜粋）

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

### 2 厚生労働省が推奨する情報の確認事項について

- (1) 指定給水装置工事事業者の業務内容
  - ① 営業時間等(休業日、営業日、営業時間、修繕対応時間)
  - ② 漏水等修繕対応の可否（屋内給水装置の修繕、埋設部の修繕、その他）
  - ③ 対応工事等（「配水管からの分岐～水道メーター」及び「水道メーター～宅内給水装置」の施行の有無）

### 3 申請手数料（指定）について

- (1) 申請手数料（山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第 33 条第 1 項 別表第 4）  
3 万円

① 申請後に発行する納入通知書により納付してください。

### 4 申請書類について（法第 25 条の 2、法施行規則第 18 条及び第 19 条関連）

#### (1) 提出書類

① 指定申請書（様式第 1・別表「機械器具調書」を含む。）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

イ 法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへ（上記 1（3）イからへ）までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（法施行規則様式第 2（以下「誓約書」という。））

ロ 法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票（原本）の写し。

ハ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者の給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の写し

ニ 上記のほか、事務所外観・事務所内部・機械器具類・車両等の写真を添付してください。

② 確認事項（新規）（様式第 20 号 P.21）を提出してください。

#### (2) その他注意事項

① 指定申請書の住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地の欄は、郵便番号から記入してください。

② 指定申請書の余白に、住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及び F A X 番号を記入してください。

③ 申請書類等チェックリスト（P.41）による確認を行ってください。

### 5 申請の受付について

- (1) 申請は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。（郵送や F A X、メール等での受け付けは原則実施していません。）

## 6 標準処理期間

- (1) 申請から指定までの標準処理期間は、40日（営業日）間です。
- (2) 上記の期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。
  - ① 申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
  - ② 申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
  - ③ 申請者が他の手続を必要とする場合、その手続に要する日数

## 7 指定書の交付及び指定後の公示

- (1) 指定された方には、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班から指定給水装置工事者指定書（山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）（別記第1号様式）を交付（同規程第2条第1項）し、指定後の遵守事項等についての事務説明を行います。
- (2) 指定後、山武郡市広域水道企業団公告式条例（第2条）に基づいた公示及びウェブサイトへの掲載により公示します。（規程第4条第1項第1号）

## 8 担当

山武郡市広域水道企業団 業務課 給水検査班

TEL 0475-55-7853

FAX 0475-55-7857